

青少年相談員身分見直しに伴う対照表

令和5年11月作成

			地公法改正前	地公法改正後
身 分			地方公務員法第3条第3項に該当する特別職の非常勤公務員	私人・ボランティア
委 嘱 ※変更なし			市町村長の推薦に基づいて、知事が委嘱する。	市町村長の推薦に基づいて、知事が委嘱する。
補助金 ※変更なし			市町村が市町村青少年連絡協議会に補助する経費に対し、予算の範囲内で市町村に補助する。	市町村が市町村青少年連絡協議会に補助する経費に対し、予算の範囲内で市町村に補助する。
補 償	活動中の事故により賠償責任に問われた場合 ※変更なし		ボランティア保険（賠償責任） 1 事故の填補金限度額 1 億円（身体・財物共通） 免責（自己負担額）なし	ボランティア保険（賠償責任） 1 事故の填補金限度額 1 億円（身体・財物共通） 免責（自己負担額）なし
	活動中の事故により、本人 がけが等被った場合		公務災害	ボランティア保険（傷害保険）
		死亡補償	遺族補償年金 遺族補償一時金 ・対象事案によって補償金額は異なる	死亡・後遺障害保険金額の全額（800万円） 既に支払っている後遺障害保険金がある場合は、支払いした金額を差し引いた残額
		療養補償	実費	入院 日額3,000円（180日限度） 通院 日額2,000円（90日限度） 手術保険金 ①入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 （1 事故に基づく怪我について、1回の手術に限る。事故発生日から180日以内に手術を受けた場合）
		障害補償	障害補償年金 障害補償一時金 ・対象事案によって補償金額は異なる	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額（800万円）の100%～4% ※政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められている保険金支払割合で支払う